

社会福祉法人共育福祉会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人共育福祉会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員勤務報酬)

第3条 理事長及び業務執行理事等は、法人事業の業務及び法人が実施する事業の運営にあたり、別表による報酬を支払うものとする。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第5条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

(附則)

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

別表

1)

	報酬	弁償費
理事長報酬	月額 50,000 円	無し
業務執行理事報酬	月額 200,000 円	無し
理事会出席報酬等	3回以上出席	5,000 円
	3回未満	3,500 円
理事長・常務・理事業務報酬等	0 円	無し
理事・監事業務報酬等	0 円	無し
研修費・出張旅費	0 円	無し